

## 戦後台湾のオポジションによる言語権の主張

議会の議論に注目して

森田 健嗣

### Insistence on Language Rights by Opposition Groups in Post-war Taiwan Focusing on the Arguments of the Assembly

MORITA, Kenji

This paper discusses how Taiwanese opposition groups regarded their language rights in post-war Taiwan. The opposition groups, called the “Tang-wai,” who agitated for democratization in Taiwan in the 1970s, appeared to embody the Chinese education policy of post-war Taiwan. The opposition had no part in the Kuomintang’s rule. They took the position of politically opposing the regime of the Republic of China. One of the reasons for this was their insistence on their language rights. This paper discusses the establishment of the legitimacy of the Taiwanese language in public spaces. An example of this was the provincial assembly. Also, this paper discusses the requirement to use Taiwanese language in the media and in transportation announcements in particular. It was difficult to argue for the use of Taiwanese language at the end of the 1970s when the opposition groups won seats in the Taiwan Provincial Assembly. In that assembly in the 1980s, their argument for using Taiwanese language was discussed repeatedly. However, changing the law was a matter for the national assembly, which is known as the Legislative Yuan. The provincial assembly, also called the local assembly, did not have the powers to deal with the case for language rights. However, the opposition groups succeeded in having the issue of bilingual broadcasts of railway and bus announcements discussed in this assembly. In addition, they demanded that a law restricting the use of dialects on TV programs be amended. Ultimately, the Taiwan Chief Administrator began to rely less on counter-arguments based on Chinese nationalism, and multi-lingual policies began to evolve at the end of the 1980s and during the 1990s. The expansion of the use of Taiwanese language in public spaces, which the opposition had demanded, was accomplished progressively. As a result, their insistence on language rights decreased gradually, and the rights of Taiwanese language speakers were restored throughout Taiwanese society.

---

**Keywords:** Language rights, the opposition groups, assembly, post-war Taiwan, language policy

キーワード: 言語権, オポジション, 議会, 戦後台湾, 言語政策

## 目次

1. はじめに
2. 台湾省議会における党外選出議員の躍進と台湾語使用の要求 (1977-78年)
3. 1980年代省議会における台湾語空間拡大の要求
  - 3.1 党外の言語としての台湾語の位置づけ

- 3.2 台湾語空間拡大の要求
4. 言語政策の転換点 (1993年) と公定中国ナショナリズムの低下
  - 4.1 広播電視法第20条の削除
  - 4.2 母語教育導入正式決定
5. おわりに

## 1. はじめに

本稿は戦後台湾の単一言語主義に基づく「国語」(中国語)普及策のなか、台湾語<sup>1)</sup>の空間を広げるべく、反対派(オポジション)、すなわち1970年代以後、政治的自由の獲得、人権の保障、政治参加の拡充等民主化を求めて登場する人々〔若林2001: 131〕が、国語政策へどのような批判を展開し、そして当時の政権に多言語主義的政策を実現させていったのか、歴史的経緯をみる。まず省議会での

台湾語による発言、そして鉄道・バスでのバイリンガル放送とテレビ放送での国語の優位性が確立される広播電視法〔ラジオテレビ法〕第20条<sup>2)</sup>修正問題などの事例を掲げる。そして台湾省議会はオポジションが活躍できる場であり、省レベルで処理できる様々な問題に取り組んだものの、やはり地方議会にすぎない省議会は限界を抱えた存在であり、実質的進展は、1992年の国会全面改選以後に持ち越されたことに触れる<sup>3)</sup>。

本稿の先行研究として以下が挙げられる。

- 1) 「台湾語」ということばについて、本稿では、「閩南語」、「省語」、「福佬語」、「方言」という語彙が中国語原文から引用されているが、すべて台湾の四大エスニック・グループ(ホーロー人、客家人、外省人、先住民族)のうち、主として「ホーロー人」が用いる言語の「福佬語(ホーロー語)」を指す。なお若林〔2001: 30-31〕によれば、現在の台湾では、「エスニック・グループ」に相当する言葉として「族群」という言葉が定着している。民主化以後、台湾社会の文化的多様性を直視しようという主張が台頭し、この言葉を使って台湾社会の「四大族群」という言い方がなされている。
- 2) 菅野〔2012: 165〕を引用しつつこの法と条文を説明すると次の通りになる。同法は草案段階では「放送局は国内向けの放送使用言語には国語(中国語)を主とし、その占める比率は新聞局が実際の需要に則してこれを定める」となっていた部分は、最終的には立法委員穆超の提案(後述)による条文案が採択され「方言は逐年減少させること」の一文が付け加えられた。第20条は「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とすべきとし、方言は逐年減少させること、その占める比率は新聞局が実際の需要に則して之を定める」となった。この方言放送削減既定は「広播電視法施行細則」(「ラジオテレビ法施行細則」)のなかで具体的な数字で定められた。同細則第19条では、「テレビ局の国語放送の比率は70%を下ってはならない」としより明確に規定が明記されたが、実際は規定を下回る「方言番組は1日1時間」とする取り決めが遵守された。
- 3) 本稿が検討する時期(1970-90年代初め)の台湾の議会機構は次の通りである。行政機構と同じ階層の構造を有しており、中央レベルには国民大会、立法院、監察院があり、その下のレベルの民意代表機構は、台湾省議会および台北、高雄の2つの行政院直轄市の市議会である。立法院は代議制民主主義国家の国会の機能を有しており、又若干の「国会権力」を有している。中華民国憲法の規定によれば、総統が行政院長を任命するときには立法院の同意を必要とし、かつ、行政院は会計年度が始まる3ヶ月前に、立法院に対し施政報告及び年度総予算を提出しなくてはならない。立法委員は行政院長や各部の部長(大臣)に対し、政策の制定と施政状況について質問を行うことができる。他に立法院は数多くの政府法案に対し審議権を持っている〔田1994: 179〕。

若林〔1992: 9-10〕によれば、1947-48年にかけて国共内戦の混乱の中で中央民意機構(国民大会、立法院、監察院)の選挙が行われ、選出された第一期の「中央民意代表」により政府の編成が行われた。手続き上合法性の実体的根拠である第一期の民意代表は、国民党政権の台湾移転後に憲法の定める改選時期が到来した。しかし「反乱鎮定動員時期」にあることを理由に、改選せず引き

蘇 [1992] は議会でのテレビ局の「方言」制限の議論を詳細に論じたものである。森田 [2009] は1970年代の立法院にてテレビの方言放送が制限され、それに対し党外<sup>4)</sup>の言論活動により、単一言語主義的言語政策の限界が到来したことを論じている。林 [2009] は郷土言語教育実施に至るまでの過程について、立法院での議論とそれ以前の1970年代知識人による議論を論じている。菅野 [2012] は上からの国民化について実証的に論じることに主眼をおき、戦後台湾の言語政策の全体像を詳細に明らかにしている。以上はほぼ国政レベルの立法院における台湾語の空間拡大の議論に着目している。つまり、立法院の議論以前からすでに台湾省議会では同様の議論が繰り返られていたことへ目配りする視点

があまり十分ではない。

立法院は1992年の全面改選までほぼ万年議員が占めており、増加定員選挙が実施されたことはあるものの、そこに入り込める数は非常に限られていた。よってオポジションの当初の政治舞台は省議会であった。そして本論部分で触れる台湾省議会の一場面から、若林 [2001: 131] が「国語を話す高学歴の本省人<sup>5)</sup>」と表現する80年代のオポジションは為政者からみれば無視できない存在となっていたこともうかがえる。こうした動きとは陳 [2001: 204-205] にある日本統治時代には国語(日本語)を操り抵抗の声を上げた人々を彷彿させる光景であった。

本稿は近年の戦後台湾政治研究で関心を高めている台湾省議会研究を土台とし論じる。

↗ 続き職権を行使するものとされた。こうした人々とその議会が「万年議員」「万年国会」と呼ばれていた。一方、1980年代には「増加定員選挙」という補充選挙が実施されていた。若林 [1992: 182-193] によれば、①「自由地区」と海外華僑について議員の定員を大幅に増やし、同「地区」については普通選挙で、海外華僑については総統の指名によって定期改選する、②大陸選出議員については改選せずそのまま職権を行使し続ける、というものである。

また若林 [2001: 123-127] によれば、蒋介石時代には地方公職は本省人、中央・国政レベルは外省人という政治エリートのエスニックな二重構造が形成されており、「万年国会」の定期部分改選(増加定員選挙)は、国会としては部分改選だが、地域としては総選挙であり、当選者はほぼ本省人となり、徐々に本省人の国政レベルへの登用の意味があった。選挙実施区域は政権が実効支配している地域である台湾ほぼ全域であるため、同選挙は形式的には選挙民の総意を反映する一種の総選挙であった。一方、台湾省議会は立法院と比べてより代議的な機能を備えた機構であった。省議員はすべて選挙による。彼らは積極的に立法の仕事に携わり、かつ選挙区の選挙民に対し、いろいろなサービスを行う。中央民意機構が増加定員選挙によってその代表制を高めた以前から、台湾省議会はずっと台湾地区で真に代表性を有する最高の民意機構であった。そして省議会の権限は憲法が規定する省の管轄事務に限られた。なお、台北と高雄の2つの行政院直轄市はその権限範囲に入っていない [田 1994: 199]。

4) 若林 [1992: 191] によれば、戒厳令下で結社の自由は阻害されているため、明確な組織は持たず、これらの人々は実質的には唯一の政党である国民党の外の人士という意味で「党外人士」と呼ばれるようになり、1977年の地方公職選挙後は、ひとつの勢力すなわち党外民主化勢力が誕生し台湾政治の一要素となっていった。なお戒厳令とは、若林 [2008: 54-55] によれば次の経緯で発せられた。中国内戦の国府軍不利が台湾に伝わり、さらに共産党が台湾省工作委員会を設置した。そして1949年に入ると台湾における共産党弾圧は強化され、同年5月20日、台湾省主席陳誠は台湾省に戒厳令の施行を宣言した。この時の戒厳令は、1987年7月14日まで続く長期戒厳令となり、戒厳実施機関の定めた規定は、その他の治安法規とともに、長く台湾住民の政治的自由をしばった。

5) 「国語」を完全に習得した戦後に教育を受けた本省人は、外省人との言語面の同化をはたして「国語を話す高学歴の台湾人」となり、巨大なパーティ・ステートの下で徐々に力をつけつつあった台湾総体の発言意欲の増大を体現する層になっていった。この層からは政治的自由の獲得、人権の保障、政治参加の拡充を求める民主化運動の「政治起業家」が生み出された [若林 1992: 189-190]。なお、本省人とは1945年以前から台湾に居住する人々で人口上の多数派であり、民主化に依りエンパワメントされる立場にあった。そして外省人とは、1945年以後に国民党政権とともに渡来した人々で、党・政・軍・文化機構において要職を占め、人口上のマイノリティではあるが、戦後台湾国家において本省人に対して構造的優位を占めていた [若林 2008: 3]。林桶法 [2009: 323-336] によれば、1945年から53年の間に来台した外省人数は約120万人である。

蘇 [2012] は1970年代末から80年代にかけての台湾省議会が、職権が存在しつつ実質的権限が無い時代から、党外の省議員が当時一党支配を進めていた国民党の姿勢を突き動かすまでの議論を展開した様子の全体像を描いている。議論の1つにテレビの方言制限に対する反対行動や、多言語主義的教育実施に向けた主張があったこと、そして1992年に多くの台湾省議員が立法委員へと転身すると、党外による様々な主張が実現していく様子について若干紙幅を割き論じている。また1980年代の台湾省議会ですでに母語の空間を求める議論が展開されていることも、蘇 [2012] 論文の一部として指摘している。つまり本稿は蘇 [2012] を土台としつつもさらに議論を深めるべく、台湾省議会が地方議会でありながらも台湾大の空間を擁する民意代表機関である特性と、そこによろやく存在できた言論空間、特に台湾語にまつわる議論を抽出して内容を評価し、その後、国会全面改選後の議論をみることになる<sup>6)</sup>。

なお、これまでマジョリティーマイノリティ関係を決定する最も重要な要素は、人口の多少ではなく権力との結びつきであると考えるのが一般的とされる [綾部 1993: 249-250]。以下、本論部分でオポジションが台湾

語を彼らの言語とし、敢えて台湾語を議会や選挙活動で用いて、台湾語の空間を政策として実現させていくことを論じるが、オポジションはその背景に人口上大多数を占める本省人を有するものの、政治上の権力を有さない集団であることから、彼らの台湾語に関する主張は言語権について [渋谷・小嶋編 2007: 62] であるとする。

以上を踏まえつつ、政府公報、議会議事録、オポジションによる出版物などを用いて、戦後台湾における台湾語をめぐる政治状況に焦点を合わせ、オポジションがどのような主張を展開し、結果どのような政策が出てきたのか、以下論じていく。

## 2. 台湾省議会における党外選出議員の躍進と台湾語使用の要求 (1977-78年)

1950年代以後、台湾の学校教育では国語を普及させるためにとられたいわば強圧的な手段として、方言を話すことが罰される方法がとられた [李 2002] [森田 2009] [曾 2013]<sup>7)</sup>。ところが、戦後の学校教育を受けなかった日本統治時代生まれの世代の人々は台湾語などを使い続け、テレビ受像機普及後は台湾語番組が一世を風靡した<sup>8)</sup> ことから、1975年12月にテレビ放送での国語の優位性

6) 本論部分で若干触れたように、戦後台湾オポジション研究が進んでおり、従来立法院を中心としてきた研究をより深め、台湾省議会での議論に注目した口頭発表がなされている (於日本台湾学会全国大会他)。今後研究成果が公刊されると、台湾社会全体の動きのなかで、台湾省議会がどのように位置付けられるかが明らかになると予想され、そうした研究成果を土台として、省議会で検討された経緯や土台と立法院での法改正の連続性が明らかになると思われる。本稿は、これまで台湾研究において広く語られてきた1970年代からの民主化運動と同時に進められた台湾語の復権という現象の歴史的経緯について、具体的な資料に基づいて実証的に論じることとし、省議会から立法院への議論の連続性に関する検討は、上記プロジェクトの成果等を受け、今後進めていきたいと考える。

7) 1951年7月の『中央日報』記事によれば、台湾省政府教育庁より「国民学校(初等教育機関)の授業では、方言使用を禁止する。国語の程度の低い教員は任用しない」と通知がなされている。学生についていえば、万が一学校で台湾語などを話せば、罰として「国語を話しましょう」(中国語原文: 請使用國語)と書かれた札が何枚も渡される、という教育が行われていた [森田 2014: 116-117]。

8) この背景について三澤 [2012: 87-89] により説明を加えれば次のとおりとなる。1960年代に市場を独占していた台湾テレビ、中華テレビは人気俳優を起用して中国語、台湾語による大衆受けする通俗的な連続ドラマを次々に制作、放送して競争が激化した。例えば最高視聴率90%以上という数字をだした台湾テレビ「雲州大儒俠-史艷文」(1970年に放送された台湾伝統人形劇「布袋戲」番組)があった。こうした「テレビ布袋戲」と呼ばれる新ジャンルを前に人々はテレビの前に

が確立される広播電視法が立法院を通過、翌年1月に施行される〔菅野 2012: 165〕。加えて薛〔2008: 27-28〕によれば、1972年に蔣経国<sup>9)</sup>が行政院長に就任した後も、メディアでは国民党当局のコントロールが緩やかになることはなく、逆にそれまでよりも社会文化に対し新たな取締りが展開されたとある。つまり蔣経国時代は後期の段階的開放を除き、台湾本土の言語・文化面への弾圧は70年代以前のそれよりもさらに激しいものだったのである。

一方で、1970年代を通じて民主化を要求する反国民党人士の党外の活動が活発化していた。77年の地方選挙では党国体制<sup>10)</sup>の攻勢が大きく逆動し自由の隙間があき、移行が開始される70年代末80年代初めの危機の序曲であったとされる〔若林 1992: 138〕。当時党外らが出版した雑誌『八十年代』は次のように表現している。

〔1977年に〕本第6期台湾省議会が開会され2年近くが経過する。この2年で台湾の真の民意が集まる場である全省最高民意機

関は各界論争の焦点となっていた。今期の省議会で議論に熱が入る理由は、主として多くの新人議員が絶え間なく突破口や新しさを求めたからだ。長年やる気なく消沈していった省議会は、この1年余りの間に受けた衝撃により、省議会そのものや社会の各界は、短い時間での対応は不可能だと感じるのは避けられない〔呉 1979: 63〕。

実際、第6期省議会（1977年12月～81年12月）77名の省議員のうち、初当選者は39名で半分以上を占めた。うち非国民党籍議員は21議席で27%強を占め、それまでの省議会では見られない議席数であった〔呉 1979: 63〕。さらにこの年の地方公職選挙は、県市長2名、市長2名、そして省議会議員77名のうち21名、台北市議会議員51名のうち8名という、当時国民党が牛耳る台湾の選挙としては空前の数の非国民党人士が当選を果たし、党外人士はひとつの勢力と言いうる規模を有するに至った〔若林 1992: 192-193〕。

そして以後の政治反対運動で重要な役割を示す、張俊宏、林義雄、邱連輝、余陳月瑛な

↗ 釘付けとなり、73年には台湾語「布袋戲」番組は1日1時間に制限され、1975年には「農工作業の妨げになる」という理由から、テレビでの台湾語「布袋戲」は全テレビ局で放送禁止になったという。「国語推進」を阻害する理由で国語の脚本に書き換える指導がなされたが、実際書き換え後の脚本も審査に通らず、放送停止するしかなかった。同番組放送停止の背景には、競争激化によって急増した方言（台湾語）番組に対する国民党政権の警戒があったとされる。なおテレビ受像機は74年末には普及率は1.3戸に1台へと普及していた。

9) 1910-1988. 中国浙江省奉化県生。蔣介石の長男、モスクワ孫中山大学に留学（1925）、抗日戦争中は江西省で地方行政幹部等、重慶で三民主義青年団中央幹部学校教育長などを歴任。国民党中央の台湾への撤退（1949年12月）に先立ち、蔣介石は経国には政治警察の再編や軍の再編に際して創設した政治統制機構の掌握を任せた。党の「改造」に際して16人の中央改造委員の1人になり、「改造」後には中央常務委員に選出された（1952）。行政院副院長を経て行政院長（首相）に就任し（1972）、蔣介石死去（1975）後国民党主席に就任（1976）、総統（大統領）位に就き（1978）、再任（1984）後在任中に死去し、副総統李登輝が後を継いだ。蔣経国時代の国民党政権は、経済面では後にアジアNIEsの1つと称されるまで世界経済上のポジションをあげたが、国連追放（1971）、対日断交（1972）、対米断交（1979）など国際的孤立と中国の「祖国平和統一」政策の展開、内に「党外」と称されたオポジションの台頭などの厳しい挑戦を受けた。晩年は情勢に迫られたものながら野党民主進歩党結成の容認（1986）や対中国間接貿易や親族里帰りの容認などの決断を行っていた〔岩波書店辞典編集部編 2013: 1303〕。

10) 若林〔2001: 99-100〕によれば、党の「改造」（1950-52）を経て、党の国家各セクターに対する統制がそれぞれに設けられた党組織の活動を通じてではなく、領袖がその忠誠を確保している新たな派閥リーダーの各セクターに対する統制として国家に貫徹するという意味で、党が国家を指導する体制が確立した。この体制のことを指す。

ど旗幟鮮明な反対派人士が当選し、一時、省議会在党外民主化勢力のフォーラムの役割を果たした〔若林 1992: 193〕。上記の『八十年代』が述べるように、第5期以前の省議会とは実質的な権限がなかったものの〔蘇 2012: 109〕<sup>11)</sup>、第6期省議会では次のような大きな変化がみられたとされる。それは、(1) 議会開会時の順序手続きの問題、つまり林義雄が求めた省主席退席動議<sup>12)</sup>、張賢東による宣誓の言葉論争<sup>13)</sup>、(2) 議会開会後の議事規則の大幅修正、すなわち委員会機能の強化、質問権の拡充、公聴会の設置などがあげられる〔蘇 2012: 111-112〕。

これらは省主席の実権を弱体化させ、戦後長らく旧態依然でかつ台湾省政府と「府会一家」〔省政府と省議会が一体化した状態〕だっ

た時代の終わりを告げただけでなく、省議会は独立した民意機関で省政府の諮問機関ではないという主張が展開されたことを意味する。また、内規修正により党外の共同質問の空間ができ、戒厳令下の限られた言論空間にもかかわらず、政策、党国体制、軍隊など敏感な議題への質問が出された〔蘇 2012: 111-112〕。そして党外勢力が発言の言語として敢えて使用したのが台湾語だった。上述の宣誓の言葉に対する批判で使用された言語も台湾語だった〔聯合報 1977年12月22日: 03〕。

さらに第6期省議会開会からわずか2日間で台湾語での発言が次々とみられた。第五期省議会までは、70歳になる議員ですら国語に熟達していなくても、先に発言内容を文字に起こし、文字の横に注音を振るなどして

- 
- 11) 許 [2012: 304] を引用し若干説明を加えると、1950年代、台湾省の法規に関する事柄は立法院で決議され、省議員が列席を求めても拒否されていた。省議員は第一段階の關係法案の審議を臨時省議会で行い、それから立法院に送ることを求めたが、それは「憲法の精神と合致しない、また意見は本省籍立法委員に示させて立法院で提示することが可能である」という理由で拒否されていた。臨時省議会の成立経緯は次の通りである。1946年に成立した「台湾省参議会」は、1951年には第1期の議員は任期を超えており欠員も多かったものの、行政区域の調整により議員がいない県が存在したため、第1期の任期延長は不可だった。一方、憲法の定めによる「省県自治通則」を制定しない限り「省議会」を成立させることもできなかった。このため、行政院は1951年8月、「臨時」の省議会組織と議員選挙罷免規則を決議採択し11月に選挙を行った。12月台北市で「臨時省議会」が成立した。1959年の「台湾省議会」成立と同時に「臨時省議会」は廃止された〔遠流台湾館 2010: 242〕。
- 12) 1977年12月20日、第6期台湾省議員就任式の宣誓終了後、省主席謝東閔が主宰して正副議長選挙の開始を宣告したが、議員の林義雄が突然、議長選挙は議会内に関する事柄であり、来賓の省主席が議場に残留することは適切ではなく退席するのが理であると提案した。それまでの省議員就任式では省主席が必ず出席していた〔欧他 2011: 165-166〕。林義雄 (1941-) は、台湾東北部宜蘭出身。台湾大学法学部法律学科卒業後、弁護士となり、同郷の郭雨新が起こした選挙訴訟で弁護を担当し (1976年)、政治活動を始める契機となる。台湾省議会議員選挙に当選 (1977年)。増法定員選挙では黄信介らとともに台湾党外人士助選団 (後述) を結成する。美麗島事件 (1979年、後述) で逮捕、起訴。公判直前、台北の留守宅で母親と双子の娘が何者かに惨殺される (1980年)。仮釈放後ハーヴァード大学で修士号を取得。1998年に第8代民主進歩党主席に当選〔岩波書店辞典編集部 2013: 3204〕。
- 13) 12月21日第6届成立大会第1次会議において、省議員張賢東が臨時動議を提議し、就任式の宣誓の言葉の内容は行政の官員のために作られた内容になっており、民意代表である省議員には適用しないため、宣誓は無効であると批判した。〔欧他 2011: 166〕張賢東 (1936-2010) は、雲林県土庫鎮の農家出身。国立成功大学会計統計学科卒業後は政治への関心から党外活動へ積極的に関わる。第七期雲林県議会議員の後、1973年第五期省議会議員当選、第6期も当選。農業 (灌漑問題の解決、評定価格による無制限の稲買取、産業道路建設等)、交通 (西螺大橋、省3号線等建設)、財政、教育 (小学校椅子・机の購入、現職小学校教員の研修による教育改善、代替教員の正式教員資格取得等)、各分野から故郷雲林県の建設に尽力した。また張による宣誓の言葉に関する臨時動議を経て、1979年には總統令により宣誓条例 (1930年国民政府制定) の修正がなされた。〔台湾省諮議会—張賢東 <http://www.tpa.gov.tw/opencms/digital/area/past/past01/member0285.html> 2015年5月30日確認〕

国語で発言しようとしていた。ところが第六期省議会では傅文政<sup>14)</sup>、何春木<sup>15)</sup>は発言時に最後まで一言の国語も話さず、台湾語で話し続けた〔中央日報 1977年12月22日：3〕。戦後しばらくの間、県議会、市議会議員は国語を使いこなせず、便宜上、選挙期間中に台湾語で政見を行行〔公論報 1957年4月29日：1〕、国語推進強化期間にもかかわらず省議会でも方言により発言がなされたことがあった〔微信新聞報 1962年3月24日：8〕。だが上述の党外議員は何を除けば、方言を話す罰則を伴うという教育により国語に熟達した世代である<sup>16)</sup>。よってすぐに新聞で批判されたが〔聯合報 1977年12月22日：03〕、一方では、党国の要人や官僚が中国大陆それぞれの出身地の聞き取れない方言を使い、また一方では民衆は標準的な国語を学ばねばならないというのは、要人等を優遇するものだ〔葉 1978：4〕という批判の応酬があった。けれども党外はさらに次のように意図的に議場で台湾語を使い続けた。

蘇洪月嬌<sup>17)</sup>は12月27日、副議長魏綸洲に対し国語で、省議会議員は議場で閩南語を使い発言してはならないという規定が存在するかどうかたずねた。魏は、議会の関連内規にはそのような規定はない旨返答したが、蘇洪は魏の説明に対して流暢な国語で、省議員

は選挙運動では閩南語で政見を述べて票を得る、だが当選後議会に入り閩南語で発言すると批判を受ける、これはどういう道理か、と発言した。続けて魏に対し唐突に閩南語で「私の話を聞き取れますか？」(中国語原文：「我的话你聽懂了沒有？」)とたずねた。魏は少し立腹し、閩南語で「私がなぜ聞き取れないというのか？」(中国語原文：「我怎麼會聽不懂。」)と返答した。議場内は笑いの渦に包まれたが、魏は閩南語で発言し続けることは不適當だと察知し、国語により蘇洪に説明を加えた〔聯合報 1977年12月28日：03〕。

ところが翌28日には、蘇洪は中華民国国民の1人として、国語で話すのは当然であり、省議会での発言はやはり国語を用いると発言を改めている。そして蘇洪は発言には地域観念の意図は全くないことを強調した〔聯合報 1977年12月29日：03〕。つまり蘇洪は閩南語を使う、イコール台湾を主体的に考える立場にあると判断されることを避けるため、この時点では発言を抑制する修正を加えた。

背景には菅野〔2012：229〕が述べる当時の社会状況がある。戦後の国民党政権下、学校教育では国史である中国大陆の歴史に対し、地方史とされる台湾の歴史は教えられず、また国民党が中国大陆から持ち込んだナショナルな中国文化(中原文化)が国家を代表す

14) 1942年生、籍貫は苗栗。大成中学高中部卒業。牧畜農場経営、台湾殖産公司董事長。〔林 2000：255〕なお中華民国戸籍法(1931年制定)は「籍貫」と称される独特の国民類別方式を規定していた。これによると、個人の籍貫はその個人の男性先祖に由来する特定の省と県と個人の連関を示す類別の観念である。籍貫はその個人の出生地とは限らず、父親の出生地を指しているとも限らない曖昧なものだが、個人の身分証や政府発行の様々な免許の類にも記載された。戸籍法のこの本籍条項は1992年の同法修正まで続いた。〔若林 2008：49-50〕

15) 1922年生、籍貫は台中。東海大学企管研究班修了。台中市第1, 3, 4, 5期議員。台湾省議会第6, 8期議員、台中市第八信用合作社理事、台中市政府顧問、台中樂成宮董事長等。〔林 2000：287〕

16) 南〔1971：139-140〕によれば、台湾の文盲率(ママ)は、1956年は26.63%、1965年は15.23%に急減している。実数では931万人のうちの248万人(1956年)から1,263万人のうちの192万人(1965年)への減退である。そして学齢児童の就学率をみれば戦後すぐのころは70%後半だったが、1950年代半ばからは90%以上となっている。こうした統計数字から、戦後世代の国語理解者は着実に増えていることが分かるものの、本稿で後述するように1980年代になっても600万人もの台湾の人々(つまり戦後の教育を受けていない人々)は国語を理解しないという事実が存在した。

17) 1931年5月雲林生れ、北港鎮民代表会第6, 7期鎮民代表、雲林県議会第6, 7期議員、台湾省議会第6, 7, 8期議員などを務める。〔林 2000：281〕

る文化とされ、台湾の民俗文化に比べて重要視されてきた。上からの中国ナショナリズムに基づくこの文化政策のなかでも、言語は筆頭の地位に置かれて推進されたため、80年代から顕著になった反対勢力による下からの台湾ナショナリズムにとって、国語の社会的優位性は国民党政権下の一党支配と文化覇権を象徴するものとして攻撃され、挑戦を受けるようになっていた。

けれども翌78年3月31日には省議会での台湾語使用を正式に認めるよう求める提案が出されている。省議会議事規則の議論後、議員の林義雄はさらにもう1条、「本会開会時には中国の言語を使用すること。漢、滿、蒙、回、藏、苗各族の言語及び本省山地語を含む」を加えるよう提案した。林の意図とは、各議員が得意とする言語で民意を反映することを望むことだった〔中国時報1978年3月31日：2〕。

だが主張は多くの議員からの反対を受けた。花蓮選出の張俊雄（後述の同姓同名の立法委員とは別人）ら10数名の議員の反対意見を整理すると、郷鎮代表大会といったより基層レベルでさえ、できるだけ国語を使おうとしてきた、にもかかわらず、もし省レベルの民意代表が方言を多用すれば、省級以下の民意機関に対し示しがつかない、省議会議員は台湾省最高の民意を代表するべく身を以て範と成し、国語政策に協力し、国家の統一性を促すべきだ、といったものである。省議員は全て高卒以上で、77名の現職議員のうち誰一人として国語を話せない者はいなかった〔中国時報1978年3月31日：2〕。

さらに、先住民族の側からの反対意見もあった。華加志<sup>18)</sup>は4名の山地籍省議員を

代表して、先住民族に説明が付かないと、先住民族言語を条文に入れることへ反対を表明している〔中国時報1978年3月31日：2〕。つまり、国語普及策のさなか、突然、先住民族言語の発言が許されると、それまで彼らの言語に抑圧を加えてまで国語を学ぶことが求められた経緯〔森田2013〕とは徒勞ではないか、という批判を受ける可能性があったのである。

結果、採決に出席した議員は55名、うち林義雄の提案に反対したのは43名、棄権は5名、賛成は7名に終わった〔中国時報1978年3月31日：2〕<sup>19)</sup>。だが採決前に邱連輝は林の案に対して修正案「本会開会時には、必ず国語により発言するとし、必要あれば、方言で補うことができるとする」を出し待機していた。ところが採決が先に進み、議長の蔡鴻文が次の議事に入ろうとしたため、邱は採決の前に修正案を語るのが順序ではないか、と蔡に申し立てた。けれども蔡は、「既に採決を終えているのでお許しいただきたい、以後気をつける」と何度も繰り返し、邱の修正案は蔡に振り切られる〔許編1980: 82-84〕。蔡は方言に関する議論が深まるのを意図的に避けたのである。

これまで触れたように、第6期省議会ではそれまでの省議会と比べて、オポジションが積極的に動く様子が見られ、一課題として議会での台湾語使用を求める声があった。本節冒頭のとおり、1976年には広播電視法第20条によりテレビでの方言番組制限が規定されるが、78年末に立法院と国民大会の増加定員選挙が行われ、党外は反対勢力としての形をさらに整えた「党外人士助選団」として「十二大政治建設」を党外共同政見として

18) 華加志(1936年、屏東生まれ(パイワン族))省立台中師範学校卒業、省立師範大学童子軍専修科卒業、国立師範大学公民訓育学科卒業、革命実践研究院修了、政工幹校、立法委員、初代行政院原住民族委员会主任委員(閣僚級)[余2006b:見開き]。

19) 票の内訳は次のとおり。賛成：蘇洪月嬌、何春木、周滄淵、余陳月瑛、陳金徳、黄玉嬌、林義雄。棄権：邱連輝、張俊宏、陳天錫、邱益三、施鐘响[林1978:113]。前述の旗幟鮮明な反対派人士らが賛成票を投じたことが分かる。



提案し、キャンペーンを展開している。これは、「蔣経国が十大建設を打ち出すのであれば、我々は十二大政見を出す」として、黄信介<sup>20)</sup>が発案したものだという〔美麗島事件口述歴史編輯小組 1999: 70〕。そして言語権の立場から同政治建設第 11 項目の主張「省籍と言語の差別反対、テレビの方言番組制限廃止」を明記し、選挙を通じて異議の申し立てを行っている〔美麗島事件口述歴史編輯小組 1999: 334〕。人権でもって社会の内部問題を解決しようとする米国の手法に張俊宏が深く感銘を受け、彼らは民主の先駆的手法は人権であるとし、その理念を政治での訴えとしたのである〔美麗島事件口述歴史編輯小組 1999: 71〕。つまり、1970 年代末の党外は、政権の正統性を保持するため実施された立法院の増加定員選挙の活動や、省議会で実際に議席を持つことで、タブーとされてきた台湾社会における台湾語の存在を、さらにクローズアップさせていったのである。

第 6 期省議会は美麗島事件 (1979 年 12 月)<sup>21)</sup> 後一時的に政治的粛清の雰囲気包まれ、実質的な変化を出すには時間も足りず、そのまま任期を終えたとされる〔蘇 2012: 113〕。しかし台湾語の扱いが省議会という表舞台の議論に出されたことで、80 年代に台湾語は次第に新たな文脈に関わっていくのである。

### 3. 1980 年代省議会における台湾語空間拡大の要求

#### 3.1 党外の言語としての台湾語の位置づけ

1980 年代の省議会では、第 6 期省議会では議論が深まらなかった母語空間拡大、そして同時代的に登場する中華民族史観からの離脱の要求などが見られる。第 7 期 (1981 年 12 月～85 年 12 月)、第 8 期 (1985 年 12 月～89 年 12 月) 省議会は単なる諮問機関の枠を超えた民意機関へと変貌した。そして過去に政府が重きをおかず消極的だった制度上正義の追求、人権課題の保護<sup>22)</sup>、公平福利社会の構築や環境保護、母語空間拡大の要求〔蘇 2012: 113〕などの課題が広く扱われ、具体的進展をみた〔蘇 2012: 128-129〕。

一例として、党外省議員が集団辞職をして制度上の転換を迫る出来事があげられる。台湾省政府の組織は 1936 年行政院公布の「省政府合署辦公暫行規定」(省政府合同事務暫定規則) に基づき定められた「台湾省政府合署辦公施行細則」(台湾省政府合同事務施行細則) に依拠している。同細則については、省政府は 1970 年代に行政院から議決権が付与され、修正公布を繰り返し、台湾省政府委員の数は 7～11 名から 23 名へと拡充された経緯があった〔欧他 2011: 167-168〕。1985 年 5 月 14 日、14 名の党外省議員は議場で「我々は定員を超えた省政府委員予算の削除

20) 黄信介 (1928-1999) は台北・大龍峒の人。1951 年台湾行政専科学校卒業。1961 年第五届台北市議員に当選。1969 年増加立法委員補選に当選。1977 年、康寧祥と党外後援会連線を組織し、台湾中で選挙応援を行い、党外人士の台湾南北の結びつきを促す。1978 年に「台湾党外人士助選団」を組織し、台湾各地で選挙応援を行う。同時に十二大政治建設を政治要求として提出する〔許 2004: 927〕。

21) 若林〔2008: 147〕によれば、1979 年、「党外」勢力には国民党政権への対応で運動路線の分岐が生じ、急進派は 8 月『美麗島』を創刊し、さらに雑誌社組織の形を借りて、実質的な政党を組織しようとした。そうしたなか、美麗島グループは 12 月 10 日の世界人権デーに高雄市内でデモ行進を行うため、当局の許可なしのままデモと集会を実施し、警備の官憲との衝突が発生した。13 日より全島的な「党外」活動家の逮捕が始まり、党外雑誌は 1 年の停刊処分となり、最終的に中心人物らはほぼ全員が有罪となった。

22) 代表的なものとして老兵 (外省人退役兵士の通称) の大陸親族訪問、児童福利制度の推進、人権保護政策の制定、違警法の撤廃、母語テレビ番組の促進、原住民正名運動 (台湾先住民族の呼称だったそれまでの「山地同胞」に代えて「原住民」を採用すること) などがあり、まず省議会に議題として登場し進展をみた〔蘇 2012: 117〕。

を強く求める」という共同声明を発表した [鄭 1987: 238-241]。5月16日、抗議の際台湾語を使い [游・謝・蘇 1985: 50-53]、游錫堃<sup>23)</sup>は多数を占める国民党籍議員が強行に省政府委員会の超過予算の採決通過後、党外省議員を代表し台湾語で「全国1,500万同胞へ向けた辞職届」を読み上げたのである [鄭 1987: 241-242]。

また、ほぼ万年議員が占める立法院でも同様の光景がみられた。菅野 [2012: 216-217]によれば、1987年3月20日の立法院第1次施政総質疑において、民進党<sup>24)</sup>籍立法委員の朱高正と王義雄が意図的に台湾語を用いて質疑を行い、国民党立法委員との間の衝突を招いたのである。戎 [1987: 02]は、立法委員が閩南語で質疑できるか否かは立法院40年来未曾有の問題だと報じ、「立法院議事規則」には明文化された規定はないが、一部の委員は口を噤んで聞き流す、あるいは机を叩いて抗議を示す者もいて、朱は怒り最後に「三字経<sup>25)</sup>」を口にしたという。

1972年の立法院増加定員選挙で、確かに康寧祥が台湾語での演説を行い、ブームを起こしたものの [何 2014: 178]、80年代になると党外の言語としての台湾語の位置がこうして明確化していった。『八十年代』は台湾語が方言という不利な状況から遍く使われる

「選挙の言語」になったと指摘する。台湾語には親しみやすさがあり、国語にはない感情の部分があると考えられたのである。また、党外の政見は尖鋭的な批評の方法がとられたが、同時に悲愴感が漂い民主や人権が奪われた悲しい歷程など複雑な感情を包含し、台湾語が壇上と聴衆共に喜びと憂いを分かち合う感情を生んでいた。国語を使えば、政見内容が同じでも、台湾語を使うことによる燃えるような共通の感情は生まれなかったという [劉 1983: 21-23]。こうした感情を利用するため党外は上述のような抗議の場で、あえて台湾語を用いた。

### 3.2 台湾語空間拡大の要求

オポジションはさらに、選挙や抗議の場のみならず、実際の施策として台湾語の空間を広げるための議論を行った。こうした主張が展開される空間の背景は、1970年代から存在した。当時、国民党は台湾語を政令伝達の手段に用いたことや、国際的孤立による外部正統性の欠損を前にし、農村部で台湾語が遍く使われていることから、蔣経国の指示のもと本省人の民心をつかみ取るため、農村向け台湾語番組を制作させていた [森田 2009: 132-133]。さらに国語番組よりは台湾語番組を歓迎する圧倒的多数のテレビ聴取者とい

23) 1948年生まれ、籍貫は宜蘭県冬山郷、東海大学政治学科卒、台湾省議会第7, 8期議員、党外中央講演会秘書長等、民進党第1, 2, 3, 4期中常委、宜蘭県第11, 12代県長、民進党秘書長、行政院副院長、行政院院長総統府秘書長、民進党主席(第11期)等 [余 2006a: 見聞き]。

24) 国民党中央政府が台湾に移転後(1949)、蒋介石はただちに国民党の改造を行い、また台湾で新たな政党の成立を禁止し、台湾で「党による政治の指導(以党領政)」の政治を実施した。1981年の地方選挙では、立法委員(国会議員)の康寧祥、費希平らによる運動の推進で、党外は各県市で「党外候補者推薦会」を開催し、反対党結成のひな形となった。1983年3月から謝長廷らによる運動が進み、9月には「党外中央後援会」が正式に成立し、年末の選挙に向け勢いをつけた。翌年5月、党外人士はさらに「党外公職人員公共政策シンポジウム(公政会)」を組織したが、当局から非合法組織とされ取り締まりにあった。1986年9月、「党外中央後援会」が台北の圓山大飯店で候補者推薦会を開き、その場で「民主進歩党」の成立を宣言した。11月に第1回全国代表大会を開いたが、民進党の結党行動は政府に対する公然たる挑戦だった。蔣経国は「承認もしないが、取り締まりもしない」の態度のもと、民進党成立を黙認した [遠流台湾館 2010: 270-271]。

25) 三字経(さんじきょう)とは、識字用の初学教科書で、毎句3字からなり、隔句に押韻し、数句ごとに換韻する。人の道を教えるのを根本とし、数字・四時(しじ)(春夏秋冬)・方角・五行・経典から、時代の変遷・学問の方法まで、学習を進めるための基礎知識を含んでいる。『千字文』と並んで広く流行し、現代に及んでいる [尾崎他編 2013: 459]。ただしここでは辞書上の意味とは異なり、台湾語で口汚く相手を罵る非常に下品な言葉を指している。

う市場が存在した [三澤 2012]。戦後の政権による教育が普及したとはいえ、やはりなお台湾語が広く社会に存在していた。こうした現実のもと、オポジションは台湾語話者からの支持を得るための行動を展開した。それが、1987年8月1日より開始された鉄道・バスでの国語、台湾語バイリンガル放送のような具体的施策である [洪 1992: 62-63]。

1987年7月13日の立法院において、メディアを監督する側の新聞局長邵玉銘が、台湾地区人口のうち、5,600万人近くが国語の発音に慣れていないことは検討に値することだといった返答にみられるように [菅野 2012: 219-220] [胡・韓 1987: 03]、為政者の側は台湾の言語状況の実態を把握していた。上の議論を受け、省議員蘇貞昌は交通の質疑で、改善課題の1つとして次の点を指摘した。ある乗客が列車で台北から宜蘭（台湾東北部）へ移動しようとしたが、駅構内の国語のみのアナウンスを理解できず、乗車してから車内改札で宜蘭に停車しない花蓮（台湾東部）までの直行列車だったという例を挙げた。そして上にあるように行政院新聞局長ですら600万人もの住民が国語を十分理解できないことを認めているとし、鉄路局に対し、国語・台湾語によるバイリンガル放送の開始によるサービス向上を求めた。すると省政府交通処長の林思聰は、「この件について鉄路局は了解しており、すでに交通処に報告されている。我々は現在すでに決裁しており、蘇議員の意見を支持しバイリンガル放送を8月1日より開始する」と、すかさず返答した [台湾省議会秘書処編印 1987: 2413-2414]。さらにバスについても蘇は、「600万の国語を理解しない本省民衆へのサービスのため、8月1日からバイリンガル放送（車内放送、バスターミナルの出発案内等）を始めることは可能か」とたずねたところ、バス会社総経理（社長）は、「できます」と即答した [台湾省議会秘書処編印 1987: 2416-2417]。党外議員の指摘を受けて省レベルで対処可能な事案は

実行に移され、執政者の側にすれば、公共の場での国語以外の言語の放送を認めざるを得なかった一側面が分かる。

ところが法で規定された台湾語に関わる事柄、すなわち広播電視法第20条の扱いをみると、省議会でオポジションの主張が通ることは当然のことながら難しかった。省議会に出された方言番組増加要求は非常に数が多いが、中央政府から得られた回答資料は、大きくは現状維持でよいと判断された内容だった。しかも郷村地域や国語を諳んじない年長者に配慮し、国語推進の原則に反しない範囲でテレビ、ラジオ局は方言番組、ニュースを放送しており、民衆の要求を満たしているというものだった [余 2006a: 287-288]。

同時期の立法院でも若干の議論は見られた。年配者で国語を理解しない者が更にテレビ視聴の機会が増えるよう、テレビニュースの閩南語時間や閩南語番組の比率を増やすよう提案している。だが新聞局長張京育は広播電視法の規定で方言を徐々に減らすとあり、テレビ、ラジオは一定の比率で閩南語番組を放送している等と現状変更はしないという意思を示していた [聯合報 1987年4月9日: 02]。

省議会、立法院とも第20条に関わる質問が提出されるたびに、特にオポジションの求めに対して進展のない返答が戻るだけだったが、1987年7月15日に戒厳令が解除された直後、菅野 [2012: 220-221] によれば、テレビの方言番組制限規定に対する修正・変更である「電視節目製作規範」（テレビ番組制作規範）の規定が事実上消滅している。けれども前提として広播電視法第20条が存在するため実質、若干時間の台湾語番組を増加する（毎日20分の方言ニュース番組放送）という対応 [台湾省議会秘書処 1988: 1592] のみを行ったにすぎず、上記の修正や対応がこの時期では限度だった。

方言番組に対する制限撤廃は、次節にみる第20条削除（1993年）まで待つことになるが、しびれを切らした省議員らは主張を通す

ため、党派を超えて台湾省政府新聞処の予算凍結という手段に出た。1989年5月24日の省議会で省政府新聞処長羅森棟は、この問題は基本的には法修正に関わる事柄であると返答していた〔台湾省議会秘書処 出版年不詳：1652〕。すると周細満（無党籍）はラジオ、テレビを通じた台湾省宣伝活動予算の半分をまず執行可とする審査意見を出した〔台湾省議会秘書処 出版年不詳：1654-1655〕。議長の高育仁は、これは法修正に関わるもので、条件付で予算を動かすといっても、それは法を修正せよということであり、新聞処では扱えず条件を付するのは難しいと投げかけた。すると議員の張朝権（国民党籍）は、まず新聞処が省議会の意見を行政院新聞局に送り、そして残り半分の予算である1,290万元の執行を認めるとすればどうかと意見を出した〔台湾省議会秘書処 出版年不詳：1661〕。結局、議長は行政院新聞局に広播電視法第20条修正の意見書を提出し、その文書副本を省議会に送り届けてから、残り半分の予算を承認するとすることで決着をつけた〔台湾省議会秘書処 出版年不詳：1662-1664〕。

上記は法の修正権限がない省議会ができる限界を示している。確かにオポジションの声を受け、鉄道、バスのバイリンガル放送開始といった課題は、省レベルで実現させることができた。しかし、法修正（広播電視法の修正）といった結論をだせるものではなく、省当局あるいは中央政府に何らかの圧力になったとまでは言えなかった。

その後1992年、国会全面改選により立法院が全台湾の民意の最高機関となった。それまでの立法院は増加定員選挙が行われていたとはいえ、多くは「万年議員」が占めていた。だが同改選で民進党が立法院の3分の1を得てからは〔若林2008: 274〕、オポジションが求める様々な政策や法改正が実現していくのである。

#### 4. 言語政策の転換点（1993年）と 公定中国ナショナリズムの低下

前節でみたように、オポジションの候補者は台湾語を用いて政見を発表していた。1980年代初め、国民党籍の候補者も民心を掴むため、台湾語で政見を発表した場面は存在した。だが『八十年代』によれば国民党候補者の政見発表の場はひっそりとし人はまばらで、オポジションらの尖鋭的な内容が伴う台湾語演説の場とは対照的であった〔劉1983: 22〕。ところが1990年代初頭には次のように、国民党候補者が積極的に台湾語を選挙活動で使い始めるという変化が見られる。

……最近のメディア報道によれば、執政党の要人が国民大会代表選挙のために方々を駆けずり回り、努力して未熟な台湾語で訴えかけている光景を初めて目にしたとある。目下の人権状況をみると、これが笑えない事実であることを感じずにはいられない。……執政党の要職にある人が発する台湾語は、聞くともとても深さを感じさせた。数年前の当局による言語政策を思い起こせば、皆が不愉快な経験を持ち、学校でもし不注意にも母が教えてくれた言葉を口に出してしまうと罰を受けたのだった。「我以后不説台語」（これからは、私は台湾語を話しません）と何度も書き、大声で叫ばされたりすることがよくあった。そして罰金や他の罰則が科せられたのだった。今、過去を振り返ってみると実に万感胸に迫る思いである〔李1991: 7〕。

国語を推進した側の国民党籍を有する者が、台湾語を日常的に使う有権者からの支持を得るため、選挙活動で台湾語を積極的に使う動きが日常の光景となったのである。

総じてみれば、1980年代後半から90年代にかけて為政者側ですら公定中国ナショナリズム<sup>26)</sup>によりかかる議論はさらに減ってい

き、台湾社会全般で台湾語が抑圧の対象から外れていった。一例として教育部による1985年「語文法」(言語法)草案があげられる。菅野[2012: 211-212]により簡略的に説明すると、広範な国語使用を義務付ける草案の規定は、方言によるアピールに頼る党外勢力から強い反撥を呼んだ。そして1985年12月に行政院長俞国華が、「言語や文字は民族の最も基本的な伝統文化であり、同時に習慣の変化、教育の普及や文化の伝播に伴い絶えず進化を遂げるものである」との判断で語文法制定の必要性はないとされ、立法計画から削除されている。

本節では、戦後台湾における言語政策の転換点であるとされる1993年の広播電視法第20条削除と母語教育導入正式決定、ならびにそれらにまつわる当時の政権とオポジションの動きを見ることで、為政者の側ですら台湾語等を政策として承認し、80年代と比べてオポジションが果たす強い役割が徐々に低下する様子を見ることとする。

#### 4.1 広播電視法第20条の削除

1980年代には省議会では大きな進展の見られなかった広播電視法第20条にまつわる

議論は、90年代に入ると国民党籍の立法委員からも削除を求める声が上がっていた[立法院公報1991]。91年に周荃<sup>27)</sup>らが同条文の削除を提案しているが、第20条制定に積極的に関わっていた穆超<sup>28)</sup>は旧来の主張に拠り立ち、次のとおり削除反対を表明している。

周荃委員ら21名による広播電視法第20条削除の提案は、方言の存在を強く強調し、国家統一に背き、同胞間のわだかまりを生み、同胞の団結を阻害するため私は反対する。……(第20条制定)当時、国語を理解しない少数の老人のために方言を残したことは十分温和的であり、国語の統一は国家のあるべき国策である。各国の方言は均しく国語より立ち後れており、今日台湾では方言を保護しているものの、これは立後れた思想である。……歴史上消え失せた各国方言は数知れない。ゆえに第20条廃止の必要性は無いと考える。……周荃委員らが同胞の団結や国家統一を重んじるよう望む[立法院公報1992]。

だが万年議員の穆は92年に任期を終え、国会全面改選後の翌93年には第20条の扱

26) 若林[2008: 415-416]がアンダーソンの「公定ナショナリズム」を下敷きとしつつ提起する語彙である。アンダーソンはシートンワトソンを敷衍して、公定ナショナリズムとは「国民のびっちり」とひきしまった皮膚を引き延ばして帝国の巨大な身体を覆ってしまおうとする策略」であるとし、帝政ロシアのロシア化や日本植民帝国の日本化ナショナリズムなどを例に挙げている。若林は中華民国とは、清帝国の領域を引き継いでそこに近代国民国家を建設しようとする中国ナショナリズムのプロジェクトの産物であり、その中心と周縁の關係に着目すれば、近代の植民地帝国とは形成経路は異なるが一種の「国民帝国」であり、その点で国家権力による国民統合イデオロギーとしての中国ナショナリズムもまた公定ナショナリズムと性格づけられるものといえるとしている。若林は、戦後台湾の中華民国について、中国大陆における広大な周縁地域を失ったものの、「反共復国」の国策とともにそのイデオロギーは保持したとする。

27) 1956年7月生まれ、籍貫は浙江省江山県。中国文化大学新聞学科卒。中華テレビ受付、正声ラジオ記者、中国テレビニュース記者、同プロデューサー。第1期(1987年増加定員選挙委員)、第2、3期立法委員。「新党」(政党名)を経て無所属になる[立法院立法委員名鑑編印指導員会編1990: 51][立法院秘書処編1994: 42][立法院秘書処編1998: 54]。

28) 1907-2000、大連出身。日本留学経験を持ち(明治大学博士)、帰国後1937年から国民党の中央統計局に勤務。1941年には孔徳成らと共に「人生哲学研究会」を創設(1941年)。抗日戦争後には故郷の大連に戻り立法委員に選出されるが、国民党の台湾移転に伴い台湾に移り、40数年間にわたって立法委員を務める。また自身の出版する雑誌『新動力』(1950年創刊)誌上において国語推進に関する主張を数多くするなど、立法委員のなかでも急進的な国語推進派であった。1970年の春から夏にかけて『新動力』では方言番組の完全禁止を主張する(穆の立法院における発言を主とした)文章が毎号のように連続して掲載された[菅野2012: 290]。

いをめぐる議論が次のように展開する。

民進党立法委員葉菊蘭は、周らの広播電  
視法第 20 条を削除する提案を評価したもの  
の、葉は少数民族方言を差別する条款を取り  
除くだけでなく、さらに「国語」を「本国語  
言」(我が国の言語)へと改め、特に少数民  
族の言語やその他少数エスニック・グループ  
言語の放送機会を保障するという修正案を出  
した [立法院公報 1993a]。また、第 20 条は  
憲法規定に反し、「国語」という語は国民政  
府時代の行政命令であり、「国語」は法律に  
典拠していない、と国語そのものの法的裏づ  
けは不十分であること、今日の台湾の四大エ  
スニック・グループの四大言語系統は均しく  
我が国の言語であり、やはり現実的な対応を  
とる主張を展開した。一方、ホーロー人を主  
体とした考えに拠り立ち、少数者の客家語、  
先住民族話者、外省人らもこの修正法で保  
護するという意図も述べている [立法院公報  
1993c]。葉による一連の発言は、民進党結  
党前から有する理念に基づくものであること  
は明確だった [李 1987: 214-217・245-247]  
[吉田 1990: 244-255・258]。

だが周は、修正だけで葉委員の求める少数  
エスニック・グループ言語の保護は達成でき  
ないとした。理由として国語と台湾語が混在  
する初期テレビ番組が存在したように、比率  
計算が不可能な番組例を挙げた。更に、客家  
人が多く住む地域では、方言放送は地元ケー  
ブルテレビに任せるべきだろうとした [立  
法院公報 1993a]。実のところ、第 20 条削除  
要求は政府の国語推進政策への反対ではない、  
と国語推進の側にいる自身の立場を表明  
していた。けれども、過去には規定を設ける  
必要性があったものの、今日では、島内での  
不快さを生まないようにすべく、国語推進政  
策を支持するが、実行不可能の法律条文は支

持を得て削除することを望む [立法院公報  
1993c] という、現実社会に適する行動をと  
るという態度を示していた。いずれにせよ国  
民党側としては第 20 条が時代に相応しくな  
く、しかも国民党候補者ですら台湾語を選挙  
活動で使っている状況がみられるものの、国  
語政策推進側として政策自体を否定するわけ  
にもいかない、この迫られた状況下で削除案  
提出という方法をとった。

立法院教育委員会審査会は、各エスニッ  
ク・グループが調和をとれ、少数エスニッ  
ク・グループとその言語、文化の保障を着実  
にするため、第 20 条の末尾に特定言語の比  
率の制限を設けないと加える修正条文を提出  
した [立法院公報 1993c]。

7月14日、議長は審査案件の古いもの、  
つまり第 20 条削除動議、修正動議、修正条  
文の順に採決を進めた。結果、議場の委員  
90名のうち、賛成 49名、反対 39名、棄権  
2名と賛成多数で削除案が通過し、そのまま  
議論を終えた [立法院公報 1993d]。

## 4.2 母語教育導入正式決定

母語教育は当初はもっぱら民進党が掌握す  
る县市において積極的に実施されていた。菅  
野 [2012: 230-231] によれば、国民党の国  
語推進の基本方針に変わりはなかったが、90  
年代には母語教育への関心は党派を超え、選  
挙時には国民党、民進党双方の候補者が母語  
教育の重視を訴えるようになった。さらに林  
初梅 [2009: 154] の説明を加えれば、国民党  
系の市長の台北市の台湾語教育が最も先行し  
ており、また立法院教育委員会の会議記録を  
見れば、民進党側のみならず国民党側にも本  
土化<sup>29)</sup>の希求すら存在したことが分かる。し  
かも林初梅 [2009: 159-162] によれば、1989  
年末の複数政党による選挙以後の新会期か

29) 若林 [2008: 417] によれば、台湾の中国語では 1970 年代に遡ることのできる広範な政治的文化的  
変動過程を指す言葉として「本土化 (*bentuhua*)」が定着している。「本」とは「この」の意味であ  
り、「本土」とは「この土地」の意味である。そして「本土化」は「我等がそうあるべきだと考える  
ように化する」という主体的欲求と課題の意識をまとう言葉でもある。

ら、立法院教育委員会では、国民党系、民進党系を問わず中国的なる内容の教育内容を本土化する可能性について公然たる議論が開始されていた。提案は民進党立法委員からが圧倒的多数だったが、国民党籍、無所属の立法委員からの提案も少なくなく、台湾意識を豊かにもつ議員らが推進力となって、教育改革を展開したのである。

以上の前提で本省人初の教育部長（教育を所管する省庁の大臣）に就任した郭為藩が発表し、「戦後の言語政策の大転換」と報道された宣言「母語教育を小中学校の正式な教学活动に入れて、国語推進を妨げない前提の下、選択方式により閩南語と客家語を学習すること」（1993年）[菅野 2012: 231-232] にまつわる動きをみる。発表前、以下のとおり張俊雄が郭を問い詰める場面がみられたが、ここからはオポジションが政権に対し何かしらの強い圧力をかけたとは言えないほど、為政者側の公定中国ナショナリズムは低下していたことが分かる。

方言罰という方法は学校内部で独自に行われた方法であるというのが政府側の見解だったため [自立晩報 1987年8月20日: 2]、郭は母語教育実施にあたり、「過去一部の学校では国語推進のため、一部の不適切な措置があったかもしれない」と、戦後教育を受けた世代が共通して経験した方言罰などの事実を遠まわしに承認していた。過去の方言罰について、政府は関知していないと批判を避けようとしたのである。だが張俊雄は「(郭部長は) 政府は各地方言について禁止してこなかったという報告を真に受けるのか」と問うている。郭は「ここでの禁止とは、狭義の意味で言うところ…」と言葉に詰まると、張が「郭部長は師範学校を卒業しており、学校が方言を話す学生に罰を科してきたことは当然承知しているはずだ」と過去の国語教育のあり方

について見解を求めた。けれども郭は「公文書により明文化され命令されたのではない」とまたもや言葉に詰まり、やり取りの末ついには「否定できないこととして、過去の政策上確かに多くの盲点が存在した」[立法院公報 1993b] と、過去の国語政策の否定的な側面に対して批判を受けつつ承認せざるを得なくなっていた。そして郭は国民党内外及び社会全体として実施要求の声が上がっていた母語教育推進を判断していたのだった。

## 5. おわりに

筆者は本稿冒頭で、戦後台湾における台湾語をめぐる政治状況に焦点を合わせ、オポジションが如何なる主張を展開し、結果どのような政策が出てきたのかを論じるという課題を設定した。そして本論部分での検討を経ることで、筆者は次のことが言えるのではないかと考える。

1970年代、オポジションによる台湾語の空間拡大の議論がまず省議会で展開されたが、当時はまだ禁忌に触れる話題とされていた。80年代になるとオポジションは省議会で台湾語をあえて彼らの言語として使用するのみならず、堂々と為政者が示す国是に対し異議を申し立てるようになった。また同時代的に旧来の公定中国ナショナリズムが徐々に力を失っていった。若林 [2014: 153-154] が述べるように、1980、90年代の台湾は政治的激動の時代であり、オポジションが台頭し民主化に向けた政治過程が動き始めると、台湾の地域的コンテクストを如実に示すような様々な言葉が誕生して、政治過程を彩ることになったからである。このことは、本論部分で触れた語文法草案の立法計画からの削除だけでなく、游錫堃が三民主義により中国を統一する大綱<sup>30)</sup> について、省政府主席邱創

30) 1949年の政府台湾移転後は、「大陸反攻」、「反共復国」などのスローガンを打ち出していた。1971年、中華民国は国連を脱退し、日本、米国との断交等の外交上の重大な挫折により、台湾が中国の「正統政府」という地位が国際社会の共通認識とはならなくなった。1981年3月、国民党第12

換に確認する次の問答（1986年12月17日）からも分かる。

- (游) ここ数年、大陸反攻の話題を聞きませんが、反攻しないのでしょうか？
- (邱) 大陸の土地は我々の国土です。取り戻さないことがありますでしょうか？
- (游) では反攻しますか？
- (邱) もちろん反攻します。
- (游) どのように反攻しますか？
- (邱) 三民主義でもって中国を統一します。  
(議場が笑い声に包まれる(原文注))
- (游) 三民主義で中国を統一する、とはどういう意味でしょうか？
- (邱) 皆さん笑わないでください。とても厳粛な問題です。
- (游) とても厳粛なことですから、あなたと議論しているのです。先ほど主席自身もお笑いになったではありませんか [游編著 1989: 33] [余 2006a: 327]。

つまり80年代半ばには政権が示す国是は、真剣に検討するに足らない問題との認識を、オポジションの省議員のみならず省政府主席ですら共有し<sup>31)</sup>、公定中国ナショナリズムの衰退、イコール民主化の進展、さらには本論部分で触れた台湾語の復権がパラレルだったことも分かるのである。

1990年代になると多言語主義的施策が本格的に展開されていった。そのことは次の結果をもたらした。菅野 [2012: 221] は、1993年に方言制限の根拠条文が立法院で削除され、本格的に多言語主義社会へと進んだとする結論を下している。だが単に削除されたのではなかった。国語政策推進側の国民党

議員は削除案を、党外に端を発する民進党議員は多言語を尊重する修正案をそれぞれ提出し、結果、国民党議員側の削除案が通過した。つまり民進党のみならず国民党内の者ですら台湾語を積極的に使用しようとする状況のもと、国民党議員らがそれまで進めてきた国語政策を自己否定するのではなく、該当する条文を削除してしまうという方法を使ったのである。さらにはオポジションのみならず身内からの声を受けて、それまでの国語推進側が母語教育推進を正式に実施させるなどした。つまり万年議員が引退した国会全面改選後は、政権側ですら公定中国ナショナリズムによりかかる議論を控えていった。こうして、台湾語使用の公的空間拡大が段階的に達成されることで、オポジションとしての性格を示す言語権主張の役割は徐々に低下し、台湾社会全体として台湾語等の復権が進んでいったのである。

## 参 考 文 献

### ●日本語●

- 綾部恒雄 1993 『現代世界とエスニシティ』弘文堂
- 岩波書店辞典編集部編 2013 『岩波世界人名大辞典』岩波書店
- 尾崎雄二郎、笠沙雅章、戸川芳郎編集代表 2013 『中国文化史大事典』大修館書店
- 何義麟 2014 『台湾現代史——二二八事件をめぐる歴史の再記憶——』平凡社
- 渋谷謙次郎・小嶋勇編 2007 『言語権の理論と実践』三元社
- 菅野敦志 2012 『台湾の言語と文字——「国語」・「方言」・「文字改革」——』勁草書房
- 薛化元 2008 「台湾の政治発展における蔣経国の歴史的再評価——戒嚴解除を中心に——」『広島法学』32(2): 19-49
- 陳培豊 2001 『「同化」の同床異夢——日本統治下台湾の国語教育史再考——』三元社
- 田弘茂、中川昌郎訳 1994 『台湾の政治——民

↙ 回大会は「三民主義による中国統一を貫徹する」という決議を行い、以後「三民主義による中国統一」が統一的な大陸政策のスローガンとなった [遠流台湾館 2010: 268]。

31) 近年の研究によれば、1965年時点で国府(中華民国政府)は「大陸反攻」が不可能であることを認識していた。そして、この年以降の中台関係は双方とも武力行使を否定しない一方、実際には武力は行使されず、「1つの中国」の代表権をめぐる外交闘争の時代へと入って行った [松田 2013: 355-356]。



- 主改革と経済発展——』サイマル出版会
- 松田康博 2013 「蒋介石と「大陸反攻」——1960年代の対共産党軍事闘争の展開と終焉——」山田辰雄・松重充浩編『蒋介石研究——政治・戦争・日本——』東方書店, 337-361
- 三澤真美恵 2012 「1970年代台湾『心理建設』としてのテレビ統制』『メディア史研究』32: 83-105
- 南亮三郎編 1971 『台湾の人口と経済』アジア経済研究所
- 森田健嗣 2009a 「1970年代台湾における言語権の主張——テレビにおける「方言」制限論争を中心として——」『アジア地域文化研究』5: 124-143
- 2013 「戦後台湾山地社会における言語政策の展開——日本語の排除から先住民民族言語の排除へ——」『アジア経済』54(2): 79-105
- 2014 「戦後初期台湾における言語政策研究再考——代行された脱植民地化の視点から——」『日本台湾学会報』16: 107-125
- 吉田勝次 1990 『嘖！嘖！台湾民主進歩党——爆発する台湾人パワー——』社会評論社
- 林初梅 2009 『「郷土」としての台湾——郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容——』東信堂
- 若林正丈 1992 『台湾——分裂国家と民主化——』東京大学出版会
- 2001 『台湾——変容し躊躇するアイデンティティ——』筑摩書房
- 2008 『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史——』東京大学出版会
- 2014 「解説 王甫昌著『族群——現代台湾のエスニック・イマジネーション——』王甫昌著, 松葉隼・洪郁如訳『族群——現代台湾のエスニック・イマジネーション』東方書店
- 中国語●
- 洪惟仁 1992 『台湾語言危機』台北, 前衛出版社
- 立法院立法委員名鑑指導委員会編 1990 『立法委員名鑑第一屆』台北, 立法院立法委員名鑑編印指導委員会
- 立法院秘書處編 1994 『立法委員名鑑第二屆』台北, 立法院秘書處
- 1998 『立法委員名鑑第三屆』台北, 立法院秘書處
- 林栢顯 2000 『台湾省議會組織沿革及省諮議會之成立』南投, 台湾省文獻委員會
- 李忠敏 2002 『從洋鬼子到外勞——国族・性／別與華語文教学——』台北, 远流圖書
- 李台民 1991 「編輯感言——僕人——」『台湾人權雜誌』19: 7-7
- 李筱峰 1987 『台湾民主運動四十年』台北, 自立晚報社
- 林崇熙・廖世冠・劉明俊・蔡金鼎 2011 『一個雲雨飄蕩的歲月——雲林蘇家伝記——』台北, 玉山社
- 林桶法 2009 『1949大撤退』台北, 聯經出版事業
- 林義雄 1978 『從蘭陽到霧峯——瞧這個省議會——』台北, 著者出版
- 劉禹民 1983 「台語與政見發表會」『八十年代』6(1): 21-24
- 美麗島事件口述歷史編輯小組 1999 『珍藏美麗島口述史 沒有党名的党——美麗島政团的發展——』台北, 時報文化出版
- 欧素瑛・陳中禹・黃翔瑜・謝嘉梁・王順節・李巧雯編撰 2011 『台湾省議會會史』台中, 台湾省諮議會・台北, 国史館・南投, 国史館台湾文獻館
- 森田健嗣 2009b 「反共抗俄下台湾之『国語教育』——排斥『方言』與灌輸『意識形態』——」若林正丈・松永正義・薛元編『跨域青年學者台湾史研究統集』台北, 国立政治大学台湾史研究所, 383-404
- 蘇蘅 1992 「我国電視節目文化意涵的研究——以方言節目為例——」台北, 国立政治大学新聞研究所博士論文
- 蘇瑤崇 2012 「追求公平正義的社会——論解嚴前後(1981-1984)第七屆省議會與台湾社会的轉型發展——」『台湾史学雜誌』12: 104-132
- 吳哲朗 1979 「省議會的求新與突變」『八十年代』1(5): 63-65
- 許榮淑編 1980 『張俊宏林義雄問政實錄』台北, 著者出版
- 許雪姬總策画 2004 『台湾歷史辭典』台北, 遠流出版社
- 許雪姬 2012 「1950年代前後台湾的省籍問題」余敏玲主編『兩岸分治——學術建制, 圖像宣伝與族群政治(1945-2000)——』台北, 中央研究院近代史研究所, 281-318
- 游錫堃編著 1989 『民主路鄉土情』宜蘭, 著者出版
- 游錫堃・謝三升・蘇貞昌合編 1985 『党外省議員集体総辞』台北, 著者出版
- 余玲雅, 魏早炳計画主持 2006a 『台湾省参議會, 臨時省議會暨省議會時期口述歷史訪談計画——游錫堃先生訪談録——』台中, 台湾省諮議會
- 余玲雅計画主持・台湾省諮議會編著 2006b 『台湾省参議會, 臨時省議會暨省議會時期口述歷史訪談計画——華加志先生訪談録——』台中, 台湾省諮議會
- 遠流台湾館編著・横澤泰夫編訳 2010 『台湾史小事典』中国書店
- 曾立維 2013 「戦後台湾国小場域内の方言禁止之界限及拡張(1951-1987)」『台湾風物』第

63(1): 105-133  
 鄭牧心 1987 『台灣議會政治四十年』台北，自立晚報社

### 新聞記事

- 「議員發言不講國語 如何為民表率 傅文正表示說方言較有趣 多數議員認為此風不可長」中央日報 1977年12月22日, 3
- 「社論 語言問題」公論報 1957年4月29日, 1
- 「宣傳推行國語 議會仍用方言 府會不起帶頭作用 南鼎民眾莫不搖頭」徵信新聞報 1962年3月24日, 8
- 葉榮鐘「明日黃花話選風(下)——議員講台語無須苛責——」自立晚報 1978年1月2日, 4
- 「休罰學生講台語——教育庁通令制止——」自立晚報 1987年8月20日, 2
- 「新進議員新局面 為了趣味發鄉音 当年老洪掛孜孜勤習國語 勸君田操切 少演逐客鬧劇」聯合報 1977年12月22日, 03
- 「省議員以「省語」發言 蘇洪月嬌問有何不當 散發一分文件指摘報界中傷 不滿正副議長未採維護措施」聯合報 1977年12月28日, 03
- 「蘇洪月嬌自我修正 提倡國語原則贊成 強調日前聲明 絕無地域觀念 洪木村建議官員議員努力進修標準國語」聯合報 1977年12月29日, 03
- 戎撫天「雙語質詢・究竟有無必要? 口出穢語踹立委形象!」聯合報 1987年3月21日, 02
- 「立委昨天建議新聞局 增加電視閩南語節目」聯合報 1987年4月9日, 02
- 胡遜・韓尚平「適度開放方言 廣播為電視配音? 立体双声頻道 有設備沒有節目!」聯合報 1987年7月14日, 03
- 「省議會以压倒多数否決使用方言提議 強調推行國語有助團結 使用方言無異是開倒車」中國時報 1978年3月31日, 2

### 會議記錄

- 台灣省議會秘書處編印「第八屆第三次大會交通質詢及答復(下)」『台灣省議會公報』第59卷第22期 1987年8月25日
- 台灣省議會秘書處『台灣省議會公報』第60卷第16期, 1988年1月12日
- 台灣省議會秘書處 出版年不詳「第三十一次會議紀錄, 1989年5月24日, 本會議事堂」『台灣省議會第八屆第七次大會議事錄』台中, 台灣省議會秘書處
- 「本院委員周荃等二十一人臨時提案刪除廣播法第二十条並請逕付二讀案」立法院第八十七會期第三十八次會議『立法院公報』第80卷第50期, 1991年6月22日

- 「立法院教育委員會第八十七會期第九次會議紀錄(1991年7月10日)」『立法院公報』第81卷第15期, 1992年2月19日
- 「立法院教育委員會第二屆第一會期併案審查委員周荃等21人所刪除「廣播電視法第20條案」案及委員葉菊蘭等25人擬具「廣播電視法第20條案修正草案」案第二次會議紀錄(1993年3月3日)」『立法院公報』第82卷第12期, 1993年3月17日 a
- 「內政部部长吳伯雄, 教育部部長郭為藩率同有關人員就兒童之母語及母語文化教育事項提出報告, 並備質詢。立法院內政, 教育兩委員會第二屆第一會期第一次聯席會議紀錄(1993年3月31日)」『立法院公報』第82卷第20期, 1993年4月14日 b
- 「廣播電視法第二十条案修正草案審查案一逐條討論——立法院第二屆第一會期第四十五次會議紀錄(1993年7月8日)」『立法院公報』第82卷第46期, 1993年7月14日 c
- 「廣播電視法第20條案修正草案」審查案一通過刪除 立法院第二屆第一會期第48次會議紀錄(1993年7月14日)」『立法院公報』第82卷第48期(上), 1993年7月21日 d

[付記] 本稿は東京大学大学院総合文化研究科学術研究員としての研究活動成果の一部である。

原稿受理日—2015年7月31日